

令和5年 普及指導員資格試験 受験案内

普及指導員資格試験は、農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第9条の規定に基づき、農林水産大臣が行う国家試験です。

この受験案内を最後までよく読んでから、受験願書をご提出ください。

■ 受験願書の受付期間

令和5年 5月 8日（月）
～ 6月 8日（木）※

※郵送：当日消印有効

電子申請：当日申請有効

持参：受付時間10:00～12:00、13:00～17:00

（土・日曜日及び祝日を除く）

■ 筆記試験日

令和5年 8月 9日（水）
～ 8月10日（木）

■ 口述試験日

令和5年11月20日（月）
～ 11月24日（金）の間の1日
（11月23日（木・祝）を除く）

普及指導員資格試験事務局

（農林水産省農産局技術普及課資格係）

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

TEL 03(3502)6460（直通）

ご不明な点は、上記事務局にお問い合わせください。

お問い合わせ時間は、10:00～12:00、13:00～17:00（土・日曜日及び祝日を除く）です。

◆ ◆ ◆ ◆ ◆ 目 次 ◆ ◆ ◆ ◆ ◆

I. 令和5年普及指導員資格試験の実施〔官報〕 1

II. 受験資格について 4

III. 受験願書及びその添付資料の提出に当たっての注意事項 7

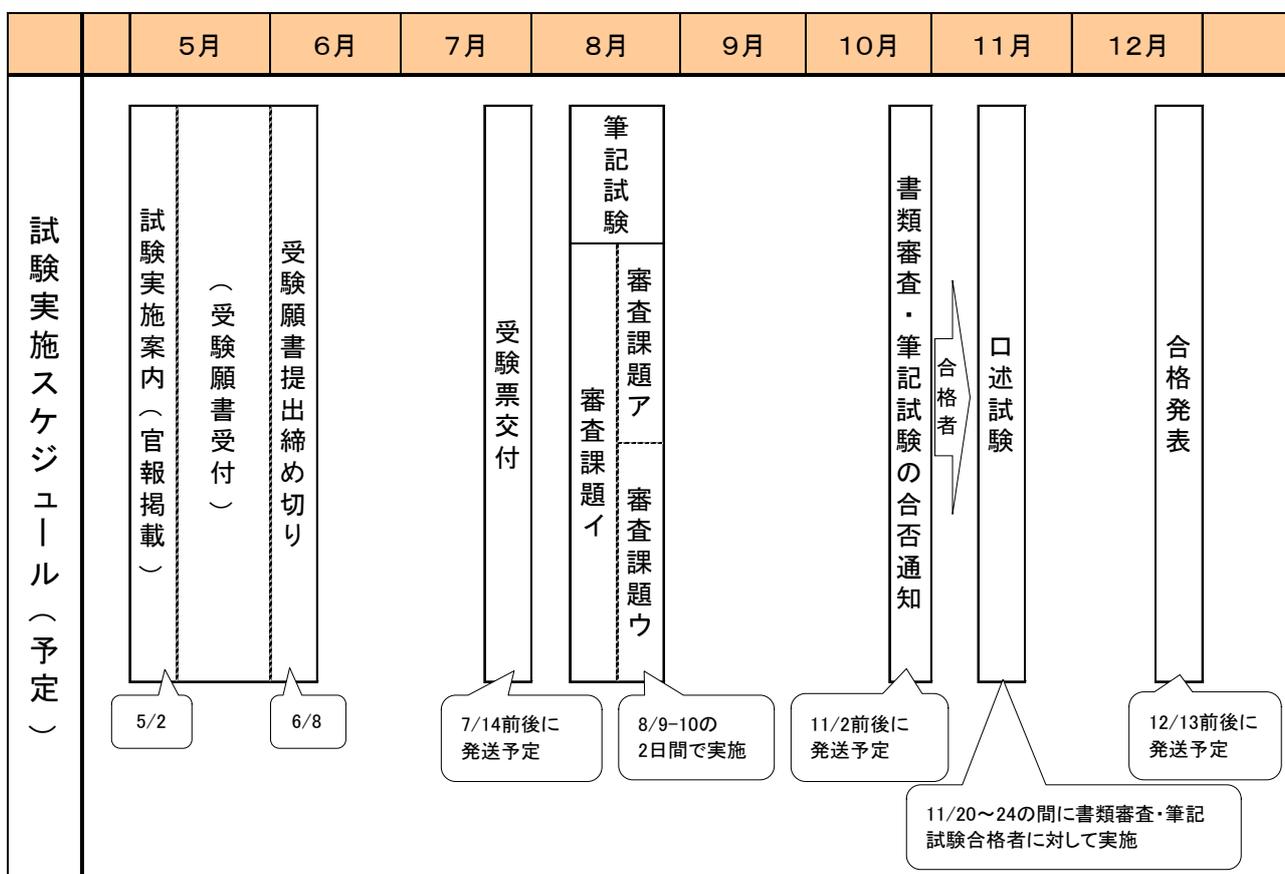
(様式等記入例 10)

IV. 受験者への注意事項 19

V. 参照条文 22

VI. 様式集 26

◆ 令和5年普及指導員資格試験の実施スケジュール（予定） ◆



【 I . 令和 5 年普及指導員資格試験の実施【官報】】

農業改良助長法施行規則（平成 17 年農林水産省令第 4 号。以下「施行規則」という。）第 6 条の規定に基づき、令和 5 年において実施する普及指導員資格試験（以下「試験」という。）に関し、次のように公告する。

令和 5 年 5 月 2 日

農林水産大臣 野村 哲郎

1 試験方法

試験は、書類審査、筆記試験及び口述試験とし、次に掲げる方法により行う。なお、口述試験は、書類審査及び筆記試験に合格した者に対して実施する。

(1) 書類審査

施行規則第 7 条の規定により提出された業績報告書に記載された農業又は家政（以下「農業等」という。）に関する実務経験について、それが普及指導活動に必要な技能を習得することができるものであるか否かの判定を行う。

(2) 筆記試験

次に掲げる課題について行う。

ア 審査課題ア（必須項目）

農業等に関する基礎的な知識の有無を判定する内容のもの

農業概論（食料・農業・農村をめぐる情勢、食料・農業・農村に関する政策、農業技術・経営及び農村生活に関する知識、知的財産権に関する知識）

イ 審査課題イ（選択項目）

下記項目のうちから受験者が 1 項目を選択して受験するものであって、農業等に関する高度かつ専門的な技術に関する知識及びその応用能力の有無を判定する内容のもの

作物、園芸、畜産、土壌及び肥料、植物保護、労働・機械及び農作業、地域計画、流通及び加工、経営管理

ウ 審査課題ウ（必須項目）

農業の現場における課題を解決するのに必要な地域の現状の把握、普及指導計画の策定及び現場の指導等に関する企画立案の能力並びに普及指導活動手法に関する知識の有無を判定する内容のもの

(3) 口述試験

面接により、農業の現場における課題を解決するのに必要な専門的知識、意欲及びコミュニケーション技術等を有するか否かの判定を行う。

2 受験資格

試験を受けることができる者は、施行規則第 4 条第 1 項各号のいずれかに該当する者（同条第 2 項の規定の適用を受ける者を含む。）である。

3 試験の実施期日及び場所

(1) 筆記試験

ア 実施期日

令和 5 年 8 月 9 日 14:00～16:00 審査課題イ

令和 5 年 8 月 10 日 10:00～12:00 審査課題ア

令和 5 年 8 月 10 日 13:30～16:00 審査課題ウ

イ 場 所 試験地は札幌市、仙台市、さいたま市、金沢市、名古屋市、京都市、岡山市、熊本市及び那覇市のうちで別途受験者に対して通知する場所

注：実施期日及び場所は、受験者の数その他の事情により変更することがある。

(2) 口述試験

ア 実施期日 令和 5 年 11 月 20 日から 11 月 24 日までの間において別途受験者に対して通知する日

イ 場 所 試験地は札幌市、仙台市、さいたま市、金沢市、名古屋市、京都市、岡山市、熊本市及び那覇市のうちで別途受験者に対して通知する場所

注：実施期日及び場所は、受験者の数その他の事情により変更することがある。

4 受験手続

(1) 受験願書の受付期間

受験願書の受付期間は令和5年5月8日から6月8日までとし、受付期間を過ぎて提出された受験願書は受け付けない。郵送により提出された受験願書は、令和5年6月8日までの消印のあるものに限り受け付ける。

(2) 受験願書の添付書類

受験願書（1部）の添付書類は、次に掲げるものとする。

ア 施行規則第7条第1項各号に掲げる書類（1部）

イ 選択項目名を記載した書類（1部）

ウ 平成17年4月1日前に農業改良助長法の一部を改正する法律（平成16年法律第53号）による改正前の農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第14条の3第2項に規定する改良普及員資格試験に合格した者（農業改良助長法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第9号）による改正前の農業改良助長法施行令（昭和27年政令第148号）附則第2項の規定により改良普及員資格試験に合格した者とみなされた者を含む。）にあっては、改良普及員資格試験又は蚕業改良指導員の任用に関する資格試験の合格証書の写し又は合格証明書（1部）

エ ア及びウの書類の証明事項として出願者の現在の氏名と異なる氏名が記載されている場合は、改姓又は改名があったことを証明する書類（1部）

オ 写真（1枚）

カ 外国における教育機関の卒業若しくは修了又は行政機関等の在職期間に関する認定を受けようとする者にあつては、施行規則第5条第3項に規定する認定申請書（1部）

(3) 受験願書等の提出方法

受験願書及びその添付書類は、次に掲げる方法により提出する。

ア 郵送する場合

封筒の表面に「普及指導員資格試験受験願書在中」と朱書し、農林水産省農産局技術普及課（東京都千代田区霞が関一丁目2番1号）あてに簡易書留扱いにして郵送する。

イ 持参する場合

農林水産省生産局技術普及課まで持参する。

ウ 農林水産省共通申請サービス（eMAFF）を使用する場合

農林水産省共通申請サービスの申請画面において、対応する様式の各事項を入力し、添付書類をアップロードする。

(4) 受験願書等の追完

受験願書及びその添付書類に不備があるときは、その追完を求める。この場合において、求めに応じて追完が行われなときは、受験願書を受理しない。

(5) 受験手数料

受験手数料は、徴収しない。

5 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験票を交付し、筆記試験の場所を通知する。

6 書類審査及び筆記試験の可否通知

書類審査及び筆記試験の可否は、令和5年11月上旬に通知する。その際、合格者に対しては、口述試験の実施期日及び場所を通知する。

7 合格者の発表等

口述試験の実施後一月以内に、合格者の受験番号を農林水産省ホームページの [政策情報 > 農業生産 > 普及事業 > 資格試験情報](https://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/hukyu/h_siken/index.html) 内 (https://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/hukyu/h_siken/index.html) にて公表する。

また、合格者には、合格証書を交付する。

8 個人情報の取扱い

受験願書及びその添付書類に記入された個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適正に管理し、試験実施事務のために使用する。

9 その他

- (1) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、受験願書の提出時にその旨を申し出ること。
- (2) 受験資格、受験手続等の詳細については、農林水産省ホームページに掲載する受験案内を確認し、不明な点がある場合は、農林水産省農産局技術普及課（03-3502-6460）に問い合わせるものとする。
なお、受験案内の郵送を希望する者は、封筒の表面に「普及指導員資格試験受験案内請求」と朱書し、その送付先を記載の上、140円切手を貼付した返信用封筒（角形2号 240mm×332mm）を同封して申し出ること。

【Ⅱ. 受験資格について】 ～まず始めに、受験資格の有無をご確認下さい。～

試験を受験するためには、以下に掲げる実務経験が必要となります。

1 実務経験の種類（施行規則第4条第1項）

受験資格として必要とされる実務経験は、以下に掲げるいずれかの職務に従事した経験です。具体的には、次のページの例示を御確認ください。

- 国、地方公共団体又は法人の試験研究機関における農業又は家政に関する試験研究
- 高等学校又はこれと同等以上の教育機関における農業又は家政に関する教育
- 国、地方公共団体又は法人における農業又は家政に関する技術についての普及指導（注）

（注）普及指導とは、農業者に対して直接、農業経営又は農村生活の改善に関する科学的技術及び知識を指導し、普及する等の活動を行うことです。

2 実務経験の期間（施行規則第4条第1項及び第2項）

実務経験の期間は、学歴等に応じ、通算して以下の表に掲げる年数以上が必要となります。

学 歴 等	年 数
大学院修士課程修了	2年
大学等卒業	4年（注）
短期大学等卒業	6年（注）
高等学校卒業等	10年（注）
改良普及員資格試験合格者 蚕業改良普及員の任用に関する資格試験合格者	2年

（注）普及指導員（都道府県において普及指導員として任用されている者）の監督の下に農業又は家政に関する技術についての普及指導に従事した者であって、その従事した期間が通算して2年以上に達する者については、実務経験の期間は2年短縮されます。（施行規則第4条第2項）

3 外国の学歴及び業績の認定（施行規則第5条）

外国の教育機関を卒業又は修了した方は、農林水産大臣の認定を受けることで、相当する日本の学歴を有する者とみなされます。同様に、外国の行政機関、教育機関又は団体で前述の職務に従事した経験を有する方についても、農林水産大臣の認定を受けることで、相当する日本での職務に従事した者とみなされます。

これらの認定を受けようとする方は、認定申請書（別記様式第1号、記入例：18ページ）を受験願書と一緒に提出してください。過去に認定を受けた者は、受験願書の「規則第5条第3項の規定による認定書番号」の欄を記載してください。なお、本年度より、本手続は通年受付とします。

◆ 実務経験に該当する業務の例示 ◆

1 都道府県の職員等として、表中左欄の機関等に属し、右欄の業務に従事していた場合

所属機関等の名称	業務の内容
農業改良助長法第 12 条第 1 項の「普及指導センター」	同法第 12 条第 2 項各号に掲げる事務
平成 16 年法律第 53 号による改正前の農業改良助長法第 14 条の 2 第 1 項の「改良普及員」又は「専門技術員」として任用されていた職員	平成 16 年法律第 53 号による改正前の農業改良助長法第 14 条の 2 第 2 項、第 3 項又は第 5 項に掲げる事務
農業改良助長法第 4 条の「都道府県試験研究機関等」	研究職俸給表の適用を受ける職員又は地方独立行政法人の研究職員として行う、農業又は家政に関する試験研究に係る業務
農業改良助長法第 7 条第 1 項第 5 号の「農業者研修教育施設」	教員（専ら教養科目を担当する者を除く。）として行う業務
都道府県立高等学校	専ら農業又は家政の専攻科目を担当する教員として行う業務
都道府県立大学（短期大学を含む）	農業若しくは家政の専攻科目を担当する教員として行う教育若しくは研究又は修士課程以上の大学院生若しくは研究生として行う農業若しくは家政に関する研究
植物防疫法第 32 条第 1 項の「病虫害防除所」、家畜保健衛生所法第 1 条第 1 項の「家畜保健衛生所」	植物防疫法第 32 条第 4 項各号に掲げる事務、家畜保健衛生所法第 3 条第 1 項各号に掲げる事務（事務職員として行うものを除く。）
上記以外の機関等であって、農畜産物又は農業生産資材の検査・検定、農作物・家畜の生産・展示を任務とするもの	農畜産物又は農業生産資材の検査・検定技術又は農作物・家畜生産技術の開発（試験研究）業務（検査・検定業務は含まない。）
普及職員その他の農業技術職員の養成・研修施設（「農業講習施設」を含む。）	教員として行う業務

注：それぞれの機関等には、事業の承継関係にある旧機関等を含む。

2 国、国立研究開発法人又は独立行政法人の職員等として、表中左欄の機関等に属し、右欄の業務に従事していた場合

所属機関等の名称	業務の内容
農林水産政策研究所	研究職俸給表の適用を受ける職員として行う農業又は家政に関する研究に係る業務

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、旧国立研究開発法人農業生物資源研究所、旧国立研究開発法人農業環境技術研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター	研究職員として行う農業又は家政に関する研究（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の農業者大学校においては、教育指導員として行う業務。）
国立大学法人（短期大学を含む）	農業若しくは家政の専攻科目を担当する教員として行う教育若しくは研究又は修士課程以上の大学院生若しくは研究生として行う農業若しくは家政に関する研究
植物防疫所、動物検疫所、動物医薬品検査所、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、旧独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター	農畜産物又は農業生産資材の検査・検定技術又は農作物・家畜生産技術の開発（試験研究）業務（検査・検定業務は含まない。）

注：それぞれの機関等には、事業の承継関係にある旧機関等を含む。

3 民間法人等の職員等として、表中左欄の機関等に属し、右欄の業務に従事していた場合

所属機関等の名称	業務の内容
農業協同組合（連合会を含む）	農業協同組合法第10条第1項第1号の業務（営農指導）
公益社団法人中央畜産会、都道府県畜産会	畜産農家に対する経営技術指導（畜産コンサルタント）
鯉淵学園農業栄養専門学校 八ヶ岳中央農業実践大学校 日本農業実践学園	教員（専ら教養科目を担当する者を除く。）として行う業務
私立大学（短期大学を含む）	農業若しくは家政の専攻科目を担当する教員として行う教育若しくは研究又は修士課程以上の大学院生若しくは研究生として行う農業若しくは家政に関する研究

注：それぞれの機関等には、事業の承継関係にある旧機関等を含む。

4 その他

1～3の例示のほか、都道府県、市町村又は民間法人における農業又は家政に関する試験研究、教育又は普及指導の業務を受験資格上の実務経験とすることが可能な場合があります。

従事した業務が受験資格上の実務経験に該当するかどうか判断が難しい場合には、普及指導員資格試験事務局にお問い合わせ下さい。

受験資格を満たしていた場合、受験票が交付されます。

【Ⅲ. 受験願書及びその添付書類の提出に当たっての注意事項】

受験資格を有することが確認できましたら、以下の注意事項をよく読んで提出書類等を作成してください。
なお、農林水産省共通申請サービスを使用する場合の提出方法については、本注意事項と併せて「eMAFF マニュアル（資格試験）」をご参照ください。

□表紙（記入例：10 ページ）

- ・「審査課題イの選択項目名」の欄には、試験公告の1の（2）の表（1 ページ）の審査課題イ（選択項目）から受験する選択項目名を記入してください。これにより、表紙が試験公告の5の（2）のイ（2 ページ）にある審査課題イの選択項目名を記載した書類となります。なお、各選択項目の対象範囲は別表（9 ページ）を参照してください。

また、改良普及員資格試験合格者等については、改良普及員資格試験合格の有無について「有」をチェックしてください。

- ・農林水産省共通申請サービスを使用する場合は、表紙に対応する項目を申請画面にて入力いただくため、本書式は不要です。

□受験願書（別記様式第2号、記入例：11 ページ）

- ・令和3年普及指導員資格試験より、過去の受験者は添付書類の一部省略が可能となりました。対象者は記入例を参考として必要事項を記入してください。
- ・農林水産省共通申請サービスを使用する場合は、受験願書に対応する項目を申請画面にて入力いただくため、本様式は不要です。

□業績報告書（別記様式第3号、記入例：12～15 ページ）

- ・受験資格の判定及び書類審査に用いられるほか、口述試験の参考として活用しますので、記入例を参考として、職務業績の要約には、職務内容を具体的に記入してください。
- ・筆記試験の日の属する月の前月末日までに受験資格を満たすものの、受験願書提出時点では満たさない者は、作成日時点のもので提出し、改めて筆記試験の際に試験会場において提出をしてください。

□業績報告書の添付書類（記入例：16 ページ）

- ・受験願書の判定及び書類審査に用いられるほか、口述試験の参考として活用しますので、記入例を参考として、項目立てを行った上で具体的に記入してください。

□写真

- ・サイズは縦 45 mm×横 35 mmとし、裏面には氏名及び生年月日を記載してください。
- ・筆記試験日前 6 か月以内に撮影したものを提出してください。
- ・農林水産省共通申請サービスを使用し画像データで提出する場合には、縦 560×横 420 ピクセルとし、画像が不鮮明なものは不可とします。

[改良普及員資格試験合格者等以外の者が提出]

□最終学校等卒業（修了）証明書

- ・（本人開封無効とされている場合でも）開封して内容確認の上、証明書のみを提出してください。卒業証書や卒業証書の写しは、証明書として用いることはできません。
- ・大学院博士課程を修了した方であっても、施行規則第4条に定める受験資格の判断に必要なになりますので、修士課程の修了証明書を提出してください。都合により博士課程の修了証明書の提出を希望する方は、事前に事務局までお問合せください。
- ・卒業（修了）証明書の発行に関しては、卒業（修了）した学校等にお問い合わせ下さい。

[改良普及員資格試験合格者等が提出]

□改良普及員資格試験の合格証書の写し又は合格証明書

- ・改良普及員資格試験合格者等は、改良普及員資格試験の合格証書の写し又は合格証明書を添付してください。
- ・都道府県職員の方は、所属長の証明により個別の証明書提出を省略できる場合がありますので、所属する都道府県の指示に従ってください。
- ・なお、上記の添付書類がない場合は、最終学校等卒業（修了）証明書を提出してください。この場合、施行規則附則第3条の受験資格の規定は適用されません。

[最終学校等卒業（修了）証明書等に記載された氏名と現在の氏名が異なる者のみ提出]

□改姓又は改名を証明する書類

- ・改姓又は改名があったことを証明する書類（戸籍抄本（原本）、所属長による証明書等）を提出してください。なお、旧姓又は旧名が記されていない住民票等は証明書類となりませんのでご注意ください。

[施行規則第4条第2項の規定により実務経験の期間を短縮する特例の適用を受ける者のみ提出]

□普及指導従事内容報告書（別記様式第4号、記入例：17ページ）

- ・記載内容の証明を行う所属長は、受験者を監督した普及指導員の所属長として下さい。
- ・筆記試験の日の属する月の前月末日までに受験資格を満たすものの、受験願書提出時点では満たさない者は、筆記試験の際に提出して下さい。

□その他

- ・JICAによる青年海外協力隊として外国に派遣され、農業又は家政に関する普及指導等の業務に従事した場合には、JICAが発行する派遣証明書を添付する必要があります。この場合施行規則第5条の農林水産大臣の認定を受ける必要はありません。
- ・以下に該当する場合は、普及指導員資格試験事務局から提出書類の訂正又は補足資料の追加提出を求めます。求めに応じて訂正等がなされない場合は、受験願書を受理できませんので、御留意願います。
 - ① 提出書類の不備・不足、各提出書類の記入漏れ等（特に、所属長署名欄の記入漏れ）がある場合
 - ② 業績報告書及び業績報告書の添付書類の記載不備により、受験資格の有無が確認できない場合
- ・受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、受験願書提出時に表紙備考欄にその旨を記載して申し出てください。
- ・願書提出をしてから試験の合格発表までの間に住所、氏名、連絡先電話番号及び勤務先が変わった場合は、直ちに普及指導員資格試験事務局に連絡してください。
- ・令和3年普及指導員資格試験より、受験票及び筆記試験等の合否通知送付用の返信用封筒及び切手は不要となりました。

[外国の学歴及び業績に関する農林水産大臣の認定を受ける者のみ提出]

□認定申請書（別記様式第1号、記入例：18ページ）

試験の受付時点とは別に、外国の学歴及び業績に関する農林水産大臣の認定を受けようとする方は、認定申請書に必要な添付書類を添えて普及指導員資格試験事務局まで提出してください。

不明な点等があれば、普及指導員資格試験事務局まで事前にご相談ください。なお、令和3年より通年での受付を開始しましたので、受験願書等の提出に先立って申請をすることが可能です。

また、農林水産省共通申請サービスからの申請も受け付けております。こちらから申請する場合には、「eMAFF マニュアル（受験資格の認定）」をご参照ください。

審査課題イの各選択項目の対象範囲は下表のとおりです。

選択項目名	対象範囲
作物	○本選択項目の対象範囲は、稲（飼料稲含む。）、麦類、豆類、いも類、雑穀及び特産作物に係る技術・経営に関する知識とする。
園芸	○本選択項目の対象範囲は、野菜、果樹及び花きに係る技術・経営に関する知識とする。
畜産	○本選択項目の対象範囲は、乳牛、肉用牛、豚、鶏及び飼料作物に係る技術・経営に関する知識とする。
土壌及び肥料	○本選択項目の対象範囲は、土壌（養液栽培における培地環境を含む。）診断、土づくり及び施肥技術（新資材の適用を含む。）の改善（施肥に起因する環境負荷低減のための改善を含む。）のための指導助言に必要な専門的知識とし、土壌学、植物栄養学、分析化学、環境化学、微生物学、肥料学等の領域から出題されるものとする。
植物保護	○本選択項目の対象範囲は、栽培植物に対する病害、虫害、雑草害、鳥獣害等の低減（病虫害防除に起因する環境負荷の低減を含む。）及び天敵等有用動植物の利用のための指導助言に必要な専門的知識とし、植物病理学、応用動物昆虫学、農薬学、雑草学等の領域から出題されるものとする。
労働・機械及び農作業	○本選択項目の対象範囲は、農業経営等における労働環境の改善及び農業機械・施設の利用並びに農作業の安全・効率化に関する指導助言に必要な専門的知識とし、人間工学、応用工学（農業機械学を含む。）、労働関係法規等の領域から出題されるものとする。
地域計画	○本選択項目の対象範囲は、農村部における農業者の参画した地域振興計画の策定のための指導助言に必要な知識とし、農村振興関連制度、地域政策、地域経営等の領域から出題されるものとする。
流通及び加工	○本選択項目の対象範囲は、農村部における農業者等による農畜産物の加工・流通事業活動に対する指導助言に必要な専門的知識とし、経営学（マーケティング論を含む。）、食品加工学、農産物流通学等の領域から出題されるものとする。
経営管理	○本選択項目の対象範囲は、家族農業経営及び農業法人経営の改善のための指導助言に必要な社会科学的知識とし、農業経営関連制度、農業・農家経済、農業会計・評価、経営計画論、マーケティング論、労働管理学等の領域から出題されるものとする。

様式記入例

【表紙】

農林水産省共通申請サービスを使用する場合は、表紙に対応する項目を申請画面にて入力いただくため、本書式は不要です。

(事務局記入欄)

受験番号	
------	--

ここは記入しないでください。

氏 名：農林 太郎

連絡先電話番号：〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇
(出願書類に不備等があった場合に連絡が取れる電話番号)

現在の勤務先：〇〇県〇〇普及指導センター

令和5年普及指導員資格試験提出書類一覧

受験願書を提出する前に、下記の書類がそろっているか十分に確認し、必ず該当する箇所にチェックを入れてください。

- 表紙 1部
- 受験願書 1部
- 業績報告書 1部
 - 筆記試験の日の属する月の前月末日までに受験資格を満たすものの、受験願書提出時点では満たさない者
- 業績報告書の添付書類 1部
- 写真(縦45mm×横35mm。6月以内に撮影した正面、上半身、無帽の写真。裏面には氏名と生年月日を記載。) 1枚

【改良普及員資格試験合格者等以外の者のみ】

- 最終学校等卒業(修了)証明書 1部

【改良普及員資格試験合格者等のみ】

- 改良普及員資格試験等の合格を証明する書類 1部

【該当者のみ】

- 改姓又は改名を証明する書類 1部
- 普及指導従事内容報告書 1部
- 外国の学歴及び業績に関する農林水産大臣への認定申請書 1部

審査課題イで選択する項目を「作物」、「園芸」、「畜産」、「土壌及び肥料」、「植物保護」、「労働・機械及び農作業」、「地域計画」、「流通及び加工」、「経営管理」の中から1つ記入してください。

審査課題イの 選択項目名	
-----------------	--

該当する箇所にチェックを入れてください。
※施行規則附則第3条による受験資格を適用する方は必ずチェックしてください。

改良普及員資格 試験合格の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
--------------------	--

備考	
----	--

様式記入例

別記様式第2号（第7条関係）

農林水産省共通申請サービスを使用する場合は、受験願書に対応する項目を申請画面にて入力いただくため、本様式は不要です。

受 験 願 書

農林水産大臣 殿

現住所を郵便番号・都道府県名から記入してください。

現 住 所 東京都千代田区霞が関1-2-1
(ふ り が な) のうりん たろう

生年月日は元号を記入してください。

氏 名 農林 太郎
生 年 月 日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

普及指導員資格試験を受けたいので、関係書類を添えて出願します。

氏名ははっきり丁寧に記入してください。
(ワード等で正しく表示できない文字がある場合は、手書きで大きく記入してください。)

令和5年 月 日

氏 名 農林 太郎

希望試験会場	〇〇市
受験番号	*

氏名、生年月日は合格証書に転記されますので、誤記がないように注意してください。

Iの3の(1)のイ(1ページ)から、希望する筆記試験の試験地(例:札幌市)を記入してください。

規則第5条第3項の規定による認定書番号

文 書 番 号	
---------	--

受験願書の等の提出に先立ち、外国の学歴及び業績に関する農林水産大臣の認定書を交付された者は、文書番号を記入してください。

※ 受験願書等の提出に先立ち、規則第5条第3項の規定による申請を行い、認定書を交付された者のみ記載。

過去の受験歴

受 験 年	令和〇年
試 験 会 場	〇〇市
受 験 番 号	〇〇〇〇〇

普及指導員資格試験実施要領の1の(4)の③又は④に該当する者は下記の□にレ点を入れる。

レ

※ 過去の受験歴は、過去5年以内に受験し、書類審査及び筆記試験の免除や提出書類の一部省略を求める者のみ記載。

(備考)

- (1) *は、空欄とすること。
- (2) 過去の受験歴の試験会場は、受験申請時に記載した地名を記載。
- (3) 過去の受験歴の「受験番号」が不明な場合は省略可。
- (4) 規則第5条第3項の規定による認定書番号及び過去の受験歴の欄は、該当しない者は様式から省略可。

様式記入例

別記様式第3号（第7条関係）

業 績 報 告 書

出願者の氏名を記入してください。

氏 名 農 林 太 郎

改良普及員資格試験合格者等であるか否かにかかわらず、最終学歴及び職歴を記入してください。

最終学歴 平成〇〇年〇月 〇〇大学〇〇学部〇〇学科 卒業

番号	勤務機関名	職 名	従事期間	職務業績の要約
1			年 月～ 年 月 (〇年〇か月)	<p>受験資格の判定、書類審査を行う上で、必要な情報となりますので、次ページからの「業績報告書の具体的な記述例」を参考に具体的に記入してください。 ※内容確認のため、照会させていただく場合や、追記、補足資料の提出を求められる場合があります。</p>
2			年 月～ 年 月 (〇年〇か月)	
3			年 月～ 年 月 (〇年〇か月)	

都道府県、独立行政法人、株式会社などの所属の区分が分かるように記入してください。

育児休業・病気休業等により休業していた期間は実務経験の従事期間から控除されます。業績報告書の具体的な記述例③（15ページ）を参考に控除した該当期間を枠内の最下行に記入してください。

証明書と姓又は名が異なる者については、旧姓又は旧名と現姓又は現名を記載することにより、改姓又は改名があったことを証明する書類に代替できます。

〔
上記について相違ないことを証明する。
令和5年 月 日

複数の機関に勤務していた場合、現在（直近）の所属長の証明とするか、別業としてそれぞれの機関の所属長の証明としてください。

所属長職名 〇〇県〇〇普及指導センター長
氏 名 〇〇 〇〇

押印は不要としています。

(備考)

- 勤務機関名又は職名のいずれかが異なる場合は、その都度、欄を改めること。
- 職務業績の要約は、職務内容を具体的に記載すること。
- この業績報告書には、記載した職務内容の中で最も業績を挙げたと思われる普及活動、試験研究等のうちいずれか一つを取り上げ、その主題、取り上げた理由、普及活動又は試験研究の対象、普及活動又は試験研究の方法及びその結果をA4版1枚（1,600字以内）に要約し、氏名を記載したものを添付すること。なお、余白は各2cm以上空けること。

受験資格の実務経験に該当する業務（試験研究、教育又は普及指導）は、もれなく記入してください。ただし、最終学歴を大学院の修士課程の修了とした場合は、職歴欄に大学院の修士課程の研究内容を記入する必要はありません。業績が3つを超える場合は、職歴欄を追加してください。

業績報告書の具体的な記述例

<記述例①（都道府県の機関等での勤務内容を記載する場合）>

業 績 報 告 書

氏 名 ○○ ○○

最終学歴 平成31年3月 ××大学農学部農学科卒業
職 歴

番号	勤務機関名	職名	従事期間	職務業績の要約
1	○○県農業試験場	研究員（○○担当）	平成31年4月 ～ 令和4年3月 (3年)	県の育成品種である○○の栽培における環境負荷軽減化を目指し、生態調査、農薬代替技術、病虫害防除対策に関する試験研究を行い、○○技術の体系を確立した。
2	○○県○○普及指導センター	技師（作物、農業経営担当）	令和4年4月 ～ 令和5年5月 (1年2ヵ月)	○○地域の作物、農業経営担当として、主要野菜の○○の技術指導や経営指導に携わり、生産者の専門部会での指導、担い手農家への通年での巡回指導や栽培技術の実証・確立検討会（年5回）の開催を行った。また、集落営農の組織化に向けた関係する3つの集落の意見調整、計画策定の指導のほか、2組織の法人化に向けた継続的な指導を行った。

*職務業績の要約については、職務内容や関連する会議等の回数などを具体的に記入して下さい。

業績報告書の具体的な記述例

<記述例②（農業協同組合での勤務内容を記載する場合）>

業 績 報 告 書

氏 名 ○○ ○○

最終学歴 平成24年3月 国立大学法人××大学農学部農学科卒業
職 歴

番号	勤務機関名	職名	従事期間	職務業績の要約
1	○○農業協同組合	本店 営農指導課（○ ○担当） 営農指導員*	平成24年4月 ～ 平成26年3月 (2年)	営農指導員として、○○地域の野菜（キャベツ、トマト、ナス）の生産技術指導（1ヶ月15日程度）や農業経営指導（適宜）、農談会（1ヶ月に2日程度）など農業生産振興に関する指導を行った。
2	○○農業協同組合	○○支店 営農指導課（○ ○担当） 営農指導員*	平成30年4月 ～ 令和5年5月 (5年2ヶ月)	営農指導員として○○地域の果樹（ナシ、リンゴ）の生産技術指導（1ヶ月10日程度）を行った。 特に○○地域で多発する病害虫に係る防除技術を普及するため、作物の被害状況や地域、品種等に応じて細部にわたり農家への技術指導を行った。

*勤務機関がJAの場合は、農業協同組合法第10条第1項第1号の業務（営農指導）に従事していることを明確にして下さい。

*営農指導に従事した日数（1ヶ月○○日程度）を記載して下さい。なおその日数は、その月の勤務を要する日の合計の二分の一以上となることが求められます。

業績報告書の具体的な記述例

<記述例③（市町村、民間法人での勤務内容を記載する場合）>

業 績 報 告 書

氏 名 ○○ ○○

最終学歴 平成29年3月 ××大学農学部農芸化学科卒業
職 歴

番号	勤務機関名	職名	従事期間	職務業績の要約
1	○○肥料株式会社	研究開発部 土壌改良資材グループ職員	平成29年4月～ 令和3年3月 (3年) (平成29年2月～平成30年1月の1年間は休業)	同社△△研究所(○○県△△市)に常駐し、土壌病害と拮抗作用を持つ根圏微生物活用型資材開発チームにおいて、有望菌株の収集、同定、保存を担当するとともに、標準汚染培地の調製による病害抑制効果の簡易検定法を開発した
通算期間の4年ではなく、休業期間を控除し、3年と記入してください。				
2	○○市農業振興センター	主任（営農相談担当）	令和3年4月～ 令和5年5月 (2年2ヶ月)	農業者等を対象とする営農相談を担当するほか、農業振興センターの試験ほ場において、半促成キュウリの品種比較試験を行い、当該試験成績に基づきJA野菜部会の栽培指針の改訂を指導した。

<記述例③（大学院での勤務内容を記載する場合）>

業 績 報 告 書

氏 名 ○○ ○○

最終学歴 令和3年3月 ××大学大学院農学研究科修士課程修了*
職 歴

番号	勤務機関名	職名	従事期間	職務業績の要約
1	××大学大学院農学研究科	大学院生（博士課程）*	令和3年4月～ 令和5年5月 (2年2ヶ月)	水稲不耕起乾田直播栽培における環境保全型土壌管理技術についての試験研究を行った。不耕起状態の継続により作土のち密度と根の伸長の影響及び被覆肥料の効果とメタンの発生要因を解明した。 (令和5年3月24日博士号取得)

*大学院博士課程を修了した方であっても、最終学歴欄には修士課程修了時点を記載し、修士課程の修了証明書を最終学校修了証明書として提出してください。（施行規則第4条に定める受験資格の判断に必要なため。）都合により博士課程修了証明書の提出を希望する方は、事前に事務局までお問合せください。

*改良普及員資格試験合格者で、大学院修士課程以上の課程において、農学又は家政に関する試験研究を行っていた場合、その期間を実務経験の従事期間に含むことができます。

様式記入例

[実務経験の特例を受ける者の報告書様式]

別記様式第4号（第7条関係）

普及指導従事内容報告書

育児休業・病気休業等により休業していた期間は従事期間から控除されますので、業績報告書の具体的な記述例③（15ページ）の記載例を参考に、該当期間を枠内の最下行に記入してください。その際、業績報告書の従事期間と齟齬がないように確認してください。

出願者の氏名を記入してください。

氏 名 農林 太郎

号	監督した普及指導員			従 事 期 間
	勤務機関名	職 名	氏 名	
1	〇〇県〇〇普及指導センター	〇〇担当課長	〇〇 〇〇	令和3年4月～令和4年3月 (1年)
2	〇〇県〇〇普及指導センター	主幹（〇〇担当）	〇〇 〇〇	令和4年4月～令和5年5月 (1年2ヶ月)
3				

同一期間に複数の監督者がいる場合は、主な監督者名を記入してください。

- ・複数の機関で普及指導員の監督を受けた場合は、現在（直近）の監督を受けた機関の所属長とするか、別葉としてそれぞれの機関の所属長としてください。
- ・直近で監督した普及指導員がその機関から異動した場合であっても、本証明は本人が監督を受けた直近の機関の所属長としてください。

上記について相違ないことを証明する。
令和5年〇月〇〇日

所属長職名 〇〇県〇〇普及指導センター長
氏 名 〇〇 〇〇

押印は不要としています。

(備考)

- (1) 従事期間は、監督した普及指導員の欄に記載した普及指導員の監督の下に農業又は家政に関する技術についての普及指導に従事した期間を記載すること。
- (2) 所属長職名及び氏名は、監督した普及指導員の所属長のものとする。

様式記入例

[外国の学歴及び業績に関する農林水産大臣への認定申請書の様式]

別記様式第1号（第5条関係）

認 定 申 請 書		申請書の提出日を記入してください。
		↓ 令和5年〇月〇〇日
農林水産大臣 殿	本申請は通年受付ですが、令和5年普及指導員資格試験の受験生で外国の学歴及び業績に関する農林水産大臣の認定を受けるためには、令和5年6月8日（木）までに認定申請書を提出してください。	
現 住 所 東京都千代田区霞が関1-2-1 (ふりがな) のうりん たろう 氏 名 農林 太郎 生 年 月 日 平成〇〇年〇〇月〇〇日		
普及指導員資格試験を受けるため、農業改良助長法施行規則第5条第3項の規定により下記事項について認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。		
記		・学歴の認定申請の場合（第5条第1項）は、卒業（修了）した外国の学校の卒業（修了）証明書、単位取得証明書等を添付してください。 ・業績の認定申請の場合（第5条第2項）は、外国の機関に所属していたことを証する書類、所属機関の概要のわかる書類等を添付してください。
農業改良助長法施行規則第5条第〇項*の規定に係る事項		

(備考) *は、「第1項」、「第2項」又は「第1項及び第2項」のいずれかを記入すること。

JICA による青年海外協力隊等として外国に派遣され、農業又は家政に関する普及指導等の業務に従事した場合には、JICA から派遣証明書入手して、受験願書に添付してください。この場合、外国の業績に関する認定申請書の提出は必要ありません。

【IV. 受験者への注意事項】

1 受験票

- (1) 受験票の発送は、7月14日（金）前後を予定しています。受験票が7月21日（金）を過ぎても到着しないときは、普及指導員資格試験事務局に照会してください。
- (2) 受験票が到着したときは、直ちに記載内容を確認し、誤り、不明な点があれば試験実施期日の前日までに普及指導員資格試験事務局あて連絡してください。受験票の氏名等は合格証書等に転記されますので確実にご確認願います。
- (3) 受験票は、試験を受ける際に必要となるため、大切に保管してください。また、試験当日は口述試験も含めた全日必ず持参してください。受験票がない場合は受験できません。受験票を紛失した場合は、速やかに普及指導員資格試験事務局あて連絡してください。
- (4) 受験票に記載された試験場所以外では受験できません。
- (5) 審査課題イの試験では、受験票に記載された選択項目以外は受験できません。
- (6) 受験票の発送にあたって、筆記試験当日の持ち物や注意事項等を記載した「受験の心得」及び試験会場案内を同封しますので、事前によく読んでください。

2 書類審査について

- (1) 受験資格の有無だけでなく、施行規則第7条の規定により提出された業績報告書及び添付書類に記載された実務経験について、普及指導活動に必要な技能を習得することができるものであるか否かの審査を行っています。そのため、受験資格を満たしていても、書類審査で不合格となることがあります。
- (2) 書類審査では、下記の点を審査しています。
 - ア 課題設定の適切性
 - イ 関係者との連携
 - ウ 活動手法
 - エ 取組の効果
 - オ 論理性
- (3) 審査の対象となる書類の記載に不十分な点等あれば、「留保」として書類の再提出を求めることがあります。その場合、指定の期日までに再提出がなければ「不合格」となります。

3 筆記試験について

- (1) 筆記試験の日程及び予定されている試験会場は、以下のとおりです。実施期日及び場所は、受験者の数その他の事情により変更することがあります。農林水産省 HP (https://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/hukyu/h_siken/index.html) で随時更新される情報にご注意ください。

期 日	時 刻	事 項
8月9日（水）	13:45～14:00 14:00～16:00	注意事項伝達、試験問題配布等 審査課題イ
8月10日（木）	9:45～10:00 10:00～12:00 12:00～13:15 13:15～13:30 13:30～16:00	注意事項伝達、試験問題配布等 審査課題ア 休憩（昼食） 試験問題配布等 審査課題ウ

試験地	試験会場	所在地
札幌市	北海道農政事務所	北海道札幌市中央区南22条西6丁目2番22号 エムズ南22条ビル第2ビル
仙台市	仙台合同庁舎A棟	宮城県仙台市青葉区本町三丁目3番1号

さいたま市	さいたま新都心合同庁舎 2 号館	埼玉県さいたま市中央区新都心二丁目 1 番
金沢市	金沢広坂合同庁舎	石川県金沢市広坂二丁目 2 番 60 号
名古屋市	名古屋栄ビルディング	愛知県名古屋市東区武平町五丁目 1 番
京都市 ※下記参照	京都農林水産合同庁舎※	京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町※
岡山市	岡山第 2 合同庁舎	岡山県岡山市北区下石井一丁目 4 番 1 号
熊本市	熊本地方合同庁舎 A・B 棟	熊本県熊本市西区春日二丁目 10 番 1 号
那覇市	那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館	沖縄県那覇市おもろまち二丁目 1 番 1 号

※「京都市」を試験地として希望する受験者が多数いた場合、筆記試験の受験者に、大阪合同庁舎第 1 号館第 1 別館（大阪市中央区大手前 1-5-44）にて受験いただく可能性があります。
試験会場については、お手元に届きました受験票及び筆記試験の受験会場案内をよく確認してください。

- (2) 公共交通機関の遅延など、やむを得ない事情による遅刻でそのことを証明できる場合に限り、試験開始から 30 分までは入室を認めますので、係員の指示に従ってください。
- (3) 中途退場の場合には、係員の指示に従ってください。
- (4) 次の受験者の答案は採点されません。
 - ① 他の審査課題の試験を欠席した者
 - ② 不正行為者（カンニング等）
- (5) 試験中の携帯電話等の通信機器の使用はできません。試験会場におけるこれら機器の取扱いについては、係員の指示に従ってください。
- (6) 普及指導員資格試験（筆記試験）の不合格者に限り、希望者は採点結果（審査課題ア、イ、ウ別の得点に限る）の開示を請求することができます。採点結果の開示を希望する方は、受験番号、氏名、住所、電話番号を記載した申請書類と 84 円切手を貼付した返信用封筒（長形 3 号 235mm×120mm、送付先の住所を記載）を同封し、封筒の表面に「普及指導員資格試験採点結果開示請求書在中」と朱書きし、農林水産省農産局技術普及課（東京都千代田区霞が関一丁目 2 番 1 号）あてに郵送してください。なお、令和 5 年普及指導員資格試験の結果に係る開示請求の受付期間は令和 5 年 12 月 13 日（水）（予定）の合格発表日から令和 6 年の 1 月末日までとし、受付期間を過ぎて提出された開示請求は受け付けません。提出された開示請求は、令和 6 年 1 月末日までの消印のあるものに限り受け付けます。
- (7) 試験会場には受験者用の駐車場はありません。公共交通機関をご利用ください。

4 口述試験について

- (1) 口述試験は書類審査及び筆記試験の合格者に対して実施します。書類審査及び筆記試験の可否通知は 11 月 2 日（木）前後に受験者あてに発送する予定です。11 月 10 日（金）を過ぎても到着しないときは、普及指導員資格試験事務局に照会してください。
- (2) 受験票は口述試験の際にも必要です。筆記試験終了後も大切に保管してください。
- (3) 口述試験の試験地は、筆記試験の希望試験地と同じになります。人事異動等により筆記試験の希望試験地とは異なる試験地での口述試験を希望する場合、農林水産省 HP (https://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/hukyu/h_siken/index.html) に掲載している口述試験の希望試験会場変更願を、筆記試験当日に試験会場の試験担当官に手交するか、郵送にて提出してください。口述試験の試験会場（予定）は、8 月上旬頃に、上記 HP に掲載予定です。口述試験の日程及び場所は、筆記試験及び書類審査の合格者に対し、可否通知の発送に合わせて通知します。また、試験会場案内を同封します。
- (4) 筆記試験及び書類審査の合格者には、可否通知の発送にあたって、口述試験当日の持ち物や注意事項等を記載した「受験の心得」を同封しますので、事前によく読んでください。
- (5) 試験会場には受験者用の駐車場はありません。公共交通機関をご利用ください。

5 合格発表

口述試験の実施後一月以内に、合格者の受験番号を農林水産省 HP (https://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/hukyu/h_siken/index.html) にて公表します。また、合格者には、合格証書を交付します。なお、令和3年より、個人情報保護の観点から、官報における合格者氏名の掲載を行わないこととしました。12月中旬頃、上記ホームページにおける合格者の受験番号の公表のみとなります。

【V. 参照条文】

○農業改良助長法施行規則（抄）（平成17年農林水産省令第4号）

（試験の回数）

第二条 法第九条の普及指導員資格試験（以下「試験」という。）は、毎年一回行う。ただし、特に必要があるときは、臨時に行うことがある。

（試験方法）

第三条 試験は、書類審査、筆記試験及び口述試験とする。

2 書類審査は、第七条第一項第二号に掲げる書類について行う。

3 筆記試験及び口述試験は、専門的知識、コミュニケーション技術その他普及指導員として必要な能力について行う。

（受験資格）

第四条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一 大学院の修士課程を修了した者（機構から修士の学位を授与された者を含む。）で、その後当該試験の筆記試験の日の属する月の前月末日までに、次のイからハまでのいずれかに掲げる職務に従事した期間を通算した期間が二年以上に達するもの

イ 国、地方公共団体又は法人の試験研究機関における農業又は家政に関する試験研究

ロ 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下この項において同じ。）又はこれと同等以上の教育機関における農業又は家政に関する教育

ハ 国、地方公共団体又は法人における農業又は家政に関する技術についての普及指導

二 大学（大学院及び短期大学を除く。）、都道府県立農業講習施設（農業又は家政に関する技術についての普及指導に従事する者の養成の事業を行うもので、短期大学（専門職大学の前期課程を含む。）を卒業した者（専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）又は都道府県知事がこれと同等以上の学力を有すると認めた者を受講資格とする修業年限二年以上のものに限る。）若しくはこれに準ずる教育施設又は都道府県立農業者研修教育施設（法第七条第一項第五号に掲げる事業を行うもので、短期大学（専門職大学の前期課程を含む。）を卒業した者（専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）又は都道府県知事がこれと同等以上の学力を有すると認めた者を入学資格とする修業年限二年以上のもの）の研究課程に限る。）を卒業した者（機構から学士の学位を授与された者を含む。）で、その後当該試験の筆記試験の日の属する月の前月末日までに、前号イからハまでのいずれかに掲げる職務に従事した期間を通算した期間が四年以上に達するもの

三 短期大学（専門職大学の前期課程を含む。）、都道府県立農業講習施設（農業又は家政に関する技術についての普及指導に従事する者の養成の事業を行うもので、高等学校を卒業した者又は都道府県知事がこれと同等以上の学力を有すると認めた者を受講資格とする修業年限二年以上のものに限る。）、都道府県立蚕業講習所若しくは都道府県立農業者研修教育施設（法第七条第一項第五号に掲げる事業を行うもので、高等学校を卒業した者又は都道府県知事がこれと同等以上の学力を有すると認めた者を入学資格とする修業年限二年以上のもの）の養成課程に限る。）若しくはこれに準ずる教育施設を卒業した者（専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）又は農林水産大臣が指定する研修課程を修了した者で、卒業又は修了後当該試験の筆記試験の日の属する月の前月末日までに、第一号イからハまでのいずれかに掲げる職務に従事した期間を通算した期間が六年以上に達するもの

四 高等学校を卒業した者、高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第二条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和二十六年文部省令第十三号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）又は高等学校卒業程度認定審査規則（令和四年文部科学省令第十八号）による高等学校卒業程度認定審査に合格した者で、卒業又は合格後当該試験の筆記試験の日の属する月の前月末日までに、第一号イからハまでのいずれかに掲げる職務に従事した期間を通算した期間が十年以上に達するもの

2 普及指導員の監督の下に農業又は家政に関する技術についての普及指導に従事した者であって、その従事した期間を通算した期間が二年以上に達するものについては、前項第二号中「四年」とあるのは「二年」と、同項第三号中「六年」とあるのは「四年」と、同項第四号中「十年」とあるのは「八年」とする。

3 第一項に規定する「大学院」、「高等学校」、「中等教育学校」、「大学」、「短期大学」又は「専門職大学」とは、それぞれ学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学院、高等学校、中等教育学

校、大学、短期大学又は専門職大学をいい、「機構」とは、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）による独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（旧国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）による大学評価・学位授与機構を含む。）をいう。

第五条 外国の教育機関を卒業し、又は修了した者は、当該教育機関の修業年限及び課程に応じて、農林水産大臣がこれに相当すると認定した日本国の教育機関を卒業し、又は修了した者とみなす。

2 外国の行政機関、教育機関又は団体において、農業又は家政に関する技術についての試験研究、教育又は普及指導に従事した者は、農林水産大臣がこれに相当すると認定した日本国の行政機関、教育機関又は法人において、当該外国の行政機関、教育機関又は団体における在職期間と同一期間、試験研究、教育又は普及指導に従事した者とみなす。

3 前二項の規定による農林水産大臣の認定を受けようとする者は、認定申請書に、第一項に規定する者にあつては当該外国の教育機関を卒業し、又は修了したことを証する書類、前項に規定する者にあつては当該外国の行政機関、教育機関又は団体において農業又は家政に関する技術についての試験研究、教育又は普及指導に従事した期間についての当該外国の行政機関、教育機関又は団体の発行する証明書を添え、これを農林水産大臣に提出しなければならない。

4 農林水産大臣は、前項の規定による申請があつた場合において、相当と認めるときは、認定書を交付する。

（試験実施の公表）

第六条 農林水産大臣は、試験を行おうとするときは、試験の実施期日、場所、受験願書の受付期間その他試験の実施上重要な事項を、あらかじめ公表するものとする。

（受験願書等）

第七条 試験を受けようとする者は、受験願書に次に掲げる書類を添え、これを農林水産大臣に提出しなければならない。

一 第四条第一項各号に規定する学歴又は資格を有することを証する書類

二 第四条第一項第一号イからハマまでに掲げる職務に従事した期間についての業績報告書

三 第四条第二項の規定の適用を受ける者であるときは、同項に規定する普及指導に従事した期間についての普及指導従事内容報告書

2 農林水産大臣は、受験願書を受理したときは、受験票を交付する。

（合格者の公表及び合格証書）

第八条 農林水産大臣は、試験の実施後一月以内に合格者の受験番号を公表するとともに、合格者に合格証書を交付する。

2 合格証書を滅失し、又はき損した者は、再交付申請書を提出して、その再交付を受けることができる。

（不正行為に対する処分）

第九条 試験に関して不正行為があつた場合には、農林水産大臣は、当該不正行為に関係のある者について、その試験を停止し、又はその合格を無効とすることができる。

（受験手数料）

第十条 受験手数料は、徴収しない。

附 則

（経過措置）

第三条 施行日前に農業改良助長法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十三号）による改正前の法（以下「旧法」という。）第十四条の三第二項の改良普及員資格試験に合格した者（農業改良助長法施行令の一部を改正する政令（平成十七年政令第9号）による改正前の令附則第二項の規定により同条第二項の改良普及員資格試験に合格した者とみなされた者を含む。）は、第四条第一項の規定にかかわらず、当該試験の実施期日までに、同条第一項第一号イからハマまでのいずれかに掲げる職務に従事した期間を通算した期間が二年以上に達するときは、試験を受けることができる。

○普及指導員資格試験実施要領（抄）（平成17年農林水産省経営局長通知）

1 試験方法

(1) 書類審査

農業改良助長法施行規則（平成17年農林水産省令第4号。以下「規則」という。）第3条の規定による書類審査は、規則第7条の規定により提出された業績報告書に記載された農業又は家政（以下「農業等」という。）に関する実務経験について、それが普及指導活動に必要な技能を習得することができるものであるか否かの判定を行う。

(2) 筆記試験

① 規則第3条の規定による筆記試験は、次に掲げる課題について行う。

ア 別表1の左欄に掲げる項目について、農業等に関する基礎的な知識の有無を判定する内容のもの（以下「審査課題ア」という。）

イ 別表1の右欄に掲げる項目のうちから受験者が1項目を選択して受験するものであって、農業等に関する高度かつ専門的な技術に関する知識及びその応用能力の有無を判定する内容のもの（以下「審査課題イ」という。）

ウ 農業の現場における課題を解決するのに必要な地域の現状の把握、普及指導計画の策定及び現場の指導等に関する企画立案の能力並びに普及指導活動手法に関する知識の有無を判定する内容のもの

② 審査の結果は、各審査課題の各100点満点の総計300点満点とし、総点数の180点以上を合格とする。ただし、一審査課題につき別表2に定める基準点に満たないものがある者は、不合格とする。

(3) 口述試験

規則第3条の規定による口述試験は、面接により、農業の現場における課題を解決するのに必要な専門的知識、意欲及びコミュニケーション技術等を有するか否かの判定を行う。

(4) 合否判定等

① 口述試験は、書類審査及び筆記試験に合格した者について実施する。ただし、試験を円滑に実施するため必要があると認めるときは、口述試験について書類審査及び筆記試験に併せて実施することができる。

② 書類審査、筆記試験及び口述試験の全てに合格した者を試験に合格した者とする。

③ 筆記試験に合格した者であって、書類審査又は口述試験に不合格となったものに対しては、次の試験に限り、筆記試験を免除する。

④ 書類審査及び筆記試験に合格した者であって、やむを得ぬ事情により口述試験を欠席したものに対しては、最大5年を限度として、次の受験時に限り、書類審査及び筆記試験を免除する。

2 試験実施の公表

規則第6条の規定による公表は、次のいずれをも満たす日までに公表する。

(1) 試験申込の開始日の前日

(2) 試験申込の終了日の30日以前

4 受験資格上の実務経験期間の取扱い

短時間勤務職員及び特別休暇の取得者における実務経験期間の計算方法は、下記各事項のとおりとする。

(1) 短時間勤務職員においては、その勤務時間が、通常の勤務時間の半数を超える場合、実務経験となる業務に従事した日が、月ごとの勤務を要する日の半数を超える月を計算する。

(2) 短時間勤務職員においては、その勤務時間が、通常の勤務時間の半数を超えない場合、勤務時間を按分の上計算する。

(3) 特別休暇（介護休暇、病気休暇等）の期間は、実務経験期間として計算しない。ただし、実務経験となる業務に従事した日が、月ごとの勤務を要する日の半数を超える月は計算する。また、半数を超えない月は按分する。

5 受験願書及び合格証書等の様式

規則第7条の受験願書等の申請の様式及び規則第8条の合格証書等の様式については、下記事項のとおりとする。なお、電子申請による申請に当たっては、対応する別記様式の各事項を各申請画面に応じて入力するものとする。

(1) 規則第5条第3項の規定による認定申請の様式は別記様式第1号

- (2) 規則第7条第1項の規定による受験願書の様式は別記様式第2号
 - (3) 規則第7条第1項第2号の規定による業務報告書の様式は別記様式第3号
 - (4) 規則第7条第1項第3号の規定による普及指導従事内容報告書は別記様式第4号
 - (5) 規則第8条第1項の規定による合格証書は別記様式第5号
 - (6) 規則第8条第2項の規定による再交付申請書は別記様式第6号
- その他受験に必要な書類に関することは、3条の会議にて定め、受験案内にて受験希望者に周知する。

6 受験願書への添付書類の軽減

直近5年以内に受験票を交付された受験者に限り、規則第5条第3項に規定する書類(別記様式第1号)又は認定書、規則第7条第1項第1号に規定する学歴又は資格を有することを証明する書類、規則第7条第1項第3号に規定する普及指導従事内容報告書(別記様式第4号)及び改姓又は改名を証明する書類の提出を免ずることができる。

また、前記受験者に限り、規則第7条第1項第2号の規定による業務報告書(別記様式第3号)の所属長による証明を省き、所属長職名、所属長の氏名、年月日を空欄で提出することができる。

7 試験結果の公表

試験結果については、合格者の受験番号を農林水産省ホームページにおいて、5年間掲示する。

(別表1)

筆記試験の試験項目(審査課題ア及びイ関係)

審査課題ア (必須項目)	審査課題イ (選択項目)
<p style="text-align: center;">農業概論</p> <p style="text-align: center;">(食料・農業・農村をめぐる情勢 食料・農業・農村に関する政策 農業技術・経営及び農村生活に 関する知識 知的財産権に関する知識)</p>	<p style="text-align: center;">作物 園芸 畜産 土壌及び肥料 植物保護 労働・機械及び農作業 地域計画 流通及び加工 経営管理</p>

注：審査課題アの農業概論は、括弧内の事項を含む

(別表2)

各審査課題の基準点

審査課題ア	40点
審査課題イ	50点
審査課題ウ	50点

【VI. 様式集】

別記様式第1号（第5条関係）

認 定 申 請 書

令和 年 月 日

農林水産大臣 殿

現 住 所

（ふりがな）

氏 名

生 年 月 日

普及指導員資格試験を受けるため、農業改良助長法施行規則第5条第3項の規定により下記事項について認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

農業改良助長法施行規則第5条第○項*の規定に係る事項

（備考）*は、「第1項」、「第2項」又は「第1項及び第2項」のいずれかを記入すること。

受 験 願 書

農林水産大臣 殿

現 住 所
(ふ り が な)
氏 名
生 年 月 日

普及指導員資格試験を受けたいので、関係書類を添えて出願します。

令和 年 月 日

氏 名

希望試験会場	
受験番号	*

規則第5条第3項の規定による認定書番号

文 書 番 号	
---------	--

※ 受験願書等の提出に先立ち、規則第5条第3項の規定による申請を行い、認定書を交付された者のみ記載。

過去の受験歴

受 験 年	
試 験 会 場	
受 験 番 号	

普及指導員資格試験実施要領の1の(4)の③又は④に該当する者は下記の□にレ点を入れる。

※ 過去の受験歴は、過去5年以内に受験し、書類審査及び筆記試験の免除や提出書類の一部省略を求める者のみ記載。

(備考)

- (1) *は、空欄とすること。
- (2) 過去の受験歴の試験会場は、受験申請時に記載した地名を記載。
- (3) 令和4年以前に受験した者に限り、過去の受験歴の「受験番号」が不明な場合には省略可。
- (4) 規則第5条第3項の規定による認定書番号及び過去の受験歴の欄は、該当しない者は様式から省略可。

業 績 報 告 書

氏 名

最終学歴
職 歴

番号	勤務機関名	職 名	従事期間	職務業績の要約
1			年 月～ 年 月 (○年○か月)	
2			年 月～ 年 月 (○年○か月)	
3			年 月～ 年 月 (○年○か月)	

上記について相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

所属長職名
氏 名

(備考)

- (1) 勤務機関名又は職名のいずれかが異なる場合は、その都度、欄を改めること。
- (2) 職務業績の要約は、職務内容を具体的に記載すること。
- (3) この業績報告書には、記載した職務内容の中で最も業績を挙げたと思われる普及活動、試験研究等のうちいずれか一つを取り上げ、その主題、取り上げた理由、普及活動又は試験研究の対象、普及活動又は試験研究の方法及びその結果をA4版1枚(1,600字以内)に要約し、氏名を記載したものを添付すること。なお、余白は各2cm以上空けること。

普及指導従事内容報告書

氏名

番号	監督した普及指導員			従事期間
	勤務機関名	職名	氏名	
1				年 月～年 月 (年)
2				年 月～年 月 (年)
3				年 月～年 月 (年)

上記について相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

所属長職名
氏 名

(備考)

- (1) 従事期間は、監督した普及指導員の欄に記載した普及指導員の監督の下に農業又は家政に関する技術についての普及指導に従事した期間を記載すること。
- (2) 所属長職名及び氏名は、監督した普及指導員の所属長のものとする。